

選考評価基準の評価方法に係る運用基準

		A	B	C	D
1. 工場等の部	(1)電気保安関係法令の遵守状況	イ 電気保安関係法令等の調整、活用状況 電気関係法令が整備されており、さらに内容を熟知しており維持管理を行う際に積極的に活用し、遵守している。	電気関係法令が整備されており、維持管理を行う際に積極的に活用し、遵守している。	電気関係法令が整備されており、維持管理を行う際に活用し、遵守している。	左記以外
	ロ 関係官庁に対する許認可、報告、届出等の手続の状況	過去11年以内に指摘等を受けたことがない。	過去8年以上11年未満の間に指摘等を受けたことがある。	過去5年以上8年未満の間に指摘等を受けたことがある。	過去5年未満の間に許認可等(軽微な報告・届出は除く)の手続について指摘等を受けたことがある。
	ハ 電気保安関係法令の技術上の基準に適合した電気工作物が設置、使用されているかどうか	過去11年以内に指摘等を受けたことがない。(過去11年以上前に、特に重大な技術基準違反があった場合は、B評価とする。)	過去8年以上11年未満の間に指摘等を受けたことがある。(この間に、特に重大な技術基準違反があった場合は、C評価とする。)	過去5年以上8年未満の間に指摘等を受けたことがある。(この間に、特に重大な技術基準違反があった場合は、D評価とする。)	過去5年未満の間に指摘等を受けたことがある。
(3)事故の予防及び復旧対策	イ 災害その他非常の場合の組織規程の有無	組織規程を有し、緊急時の出動要領、作業要領、同分担及び責任の所在を明確に定め、全職員に周知を図っている。また、連絡体制の周知が図られており、常に責任者を通じ、連絡を取れる体制を確保している。	組織規程を有し、緊急時の出動要領、作業要領、同分担及び責任の所在を明確に定め、連絡体制の周知が図られている。	組織規程を有し、緊急時の出動要領が明確に定められている。	組織規程を有している。
	ロ 復旧、防災訓練の実施状況	年に2回以上、計画的に復旧、防災訓練を実施し、周辺地域で行われる防災訓練等に年3回以上参加している。	年に1回以上、復旧、防災訓練を実施し、周辺地域で行われる防災訓練等に年2回以上参加している。	年に1回以上、復旧、防災訓練を実施し、周辺地域で行われる防災訓練等に年1回以上参加している。	年に1回以上、復旧、防災訓練を実施しているが、周辺地域で行われる防災訓練等には参加していない。
(4)保守運営体制	イ 電気主任技術者の選任状況	電気主任技術者の職位(課長職相当以上)が明確に定められ、指揮命令系統が確立されている。	電気主任技術者の職位(係長職相当)が明確に定められ、指揮命令系統が確立されている。	電気主任技術者の職位が明確に定められ、指揮命令系統が確立されている。	電気主任技術者の職位が明確に定められていない。または、指揮命令系統が確立されていない。
	ロ 保安規程に、主任技術者その他の保安要員による保安管理組織が定められ、かつ、適正に保安要員が配置されているかどうか。	保安規程に各担当者の所在が明確に定められ、徹底した連絡体制の周知が図られている。また、所(社)内のセクション又はエリア毎の担当者が適切に配置されている。	保安規程に各担当者の所在が明確に定められ、連絡体制の周知が図られている。また、所(社)内のセクション又はエリア毎に担当者が配置されている。	保安規程に各担当者の所在が明確に定められている。また、各担当者が配置されている。	左記以外
	ハ 電気工作物、施設等に対する保安上の改善の状況	設備の更新が計画的になされるなど、電気工作物に関する予防保全のための顕著な改善実績がある。また、技術基準不適合が明らかになった際は、速やかに改善をしている。(過去に技術基準不適合が明らかになったにもかかわらず、速やかに改善をしなかったことがある場合は、B評価とする。)	電気工作物に関する予防保全のための改善実績がある。また、技術基準不適合が明らかになった際には、速やかに改善をしている。(過去に技術基準不適合が明らかになったにもかかわらず、速やかに改善をしなかったことがある場合は、C評価とする。)	電気工作物に関する予防保全のための改善実績がある。また、技術基準不適合が明らかになった際には、改善をしている。(過去に技術基準不適合が明らかになったにもかかわらず、改善に時間を要したことがある場合は、D評価とする。)	左記以外
(5)保安教育の実施状況	イ 電気保安等の従業員教育の実施状況	全従業員を対象に年4回以上カリキュラムに基づいた保安教育を実施し、内容も充実している。	保安担当者を対象に年2回以上カリキュラムに基づいた保安教育を実施している。	保安担当者を対象にカリキュラムに基づいた保安教育を年1回実施している。	左記以外
	ロ 所(社)内における電気保安関係の委員会、研究会等の設置及び活動状況	委員会、研究会等を年4回以上開催し、その成果を得ている。	委員会、研究会等を年2回以上開催している。	委員会、研究会等を年1回開催している。	左記以外
	ハ 所(社)外における保安関係の研究会、講習会等への参加状況	研究会、講習会等に年4回以上参加し、その成果を業務に反映させている。	研究会、講習会等に年2回以上参加し、その成果を業務に反映させている。	研究会、講習会等に年1回参加し、その成果を業務に反映させている。	左記以外

(6)表彰受賞その他	イ 表彰関係	①電気保安関係の表彰受賞の状況(所(社)内で電気保安関係で表彰を受賞した者がいる場合は、評価の対象とする。)	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が3件以上ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。)	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が2件ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。)	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が1件ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。)	左記以外
		②電気保安関係以外の表彰受賞の状況	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が4件以上ある。	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が3件ある。	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が2件ある。	左記以外
	ロ その他社会の模範として特筆すべき事項	①に加えて、②～④のいずれかを満たしていること。 ①下記イ～ハに定める電気保安に係る事項の全てに該当している。 イ自然災害への対応に大きく貢献している。 ロ事故等への対応に顕著な実績がある。 ※自らの事業場に関する事故への対応については、その程度や周りへの影響を踏まえて判断すること。 ハ「(5)保安教育の実施状況」がB以上であること。 ②例示Aが2つ以上。 ③例示Aが1つ+例示Bが2つ以上。 ④例示Bが4つ以上。 (例示A) ・奉仕活動に貢献 ・自治体・警察・消防・民間団体等による感謝状 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。 (例示B) ・地域の活動(防犯活動等)に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。	①に加えて、②か③のいずれかを満たしていること。 ①下記イ～ハに定める電気保安に係る事項のいずれかに該当している。 イ自然災害への対応に大きく貢献している。 ロ事故等への対応に顕著な実績がある。 ※自らの事業場に関する事故への対応については、その程度や周りへの影響を踏まえて判断すること。 ハ「(5)保安教育の実施状況」がB以上であること。 ②例示Bが2～3つ以上。 ③例示Aが1つ以上。 (例示A) ・奉仕活動に貢献 ・自治体・警察・消防・民間団体等による感謝状 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。 (例示B) ・地域の活動(防犯活動等)に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。	左記A及びBに該当せず例示Bが1つ以上。 (例示B) ・地域の活動(防犯活動等)に貢献 ・町内会・学校等による感謝状	特になし (単に団体等、町内会、自治会等の役員・委員を務めたなどの、社会への貢献が具体的でないものを含む)	

2. 電気工事業者の営業所の部	(1) 電気保安関係法令の遵守状況	イ 電気保安関係法令の整備、活用及びその遵守状況	電気関係法令が整備されており、さらに内容を熟知しており維持管理を行う際に積極的に活用し、遵守している。	電気関係法令が整備されており、維持管理を行う際に積極的に活用し、遵守している。	電気関係法令が整備されており、維持管理を行う際に活用し、遵守している。	左記以外	
		ロ 関係官庁に対する登録又は届出等の手続の状況	過去11年以内に指摘等を受けたことがない。	過去8年以上11年未満の間に指摘等を受けたことがある。	過去5年以上8年未満の間に指摘等を受けたことがある。	過去5年未満に指摘等を受けたことがある。	
	(3) 危険発生の防止措置	イ 測定器、安全防護具、工具等の整備状況	器具、工具、保護具が、種類、数ともに十分整備され活用されている。	器具、工具、保護具が、十分整備されている。	器具、工具、保護具が、十分整備されている。	器具、工具、保護具が、必要最低限整備されている。	左記以外
		ロ 事故発生に備えて需要家に対する的確な応動体制及び関係者に対する連絡体制等の状況	組織規程を有し、緊急時の出動要領、作業要領、同分担及び責任の所在を明確に定め、全職員に周知を図っている。また、連絡体制の周知が図られており、常に責任者を通じ、連絡を取れる体制を確保している。	組織規程を有し、緊急時の出動要領、作業要領、同分担及び責任の所在を明確に定め、連絡体制の周知が図られている。	組織規程を有し、緊急時の出動要領、作業要領、同分担及び責任の所在を明確に定め、連絡体制の周知が図られている。	組織規程を有し、緊急時の出動要領が明確に定められている。	組織規程を有している。
		ハ 復旧、防災訓練の実施状況	年に2回以上、計画的に復旧、防災訓練を実施し、周辺地域で行われる防災訓練等に年3回以上参加している。	年に1回以上、復旧、防災訓練を実施し、周辺地域で行われる防災訓練等に年2回以上参加している。	年に1回以上、復旧、防災訓練を実施し、周辺地域で行われる防災訓練等に年2回以上参加している。	年に1回以上、復旧、防災訓練を実施し、周辺地域で行われる防災訓練等に年1回以上参加している。	年に1回以上、復旧、防災訓練を実施しているが、周辺地域で行われる防災訓練等には参加していない。
		ニ 電気工事技術及び電気保安等の従業員教育の実施状況	従業員教育を概ね年4回以上行い内容も充実している。	従業員教育を概ね年2回以上実施している。	従業員教育を概ね年2回以上実施している。	従業員教育を概ね年1回実施している。	左記以外
		ホ 所(社)内における電気工事技術関係の委員会、研究会等の設置及び活動状況	委員会、研究会等を概ね年4回以上開催し、その成果を得ている。	委員会、研究会等を概ね年2回以上開催している。	委員会、研究会等を概ね年2回以上開催している。	委員会、研究会等を概ね年1回開催している。	左記以外
		ヘ 所(社)外における電気工事技術関係の研究会、講習会等への参加状況	研究会、講習会等に概ね年4回以上参加し、その成果を業務に反映させている。	研究会、講習会等に概ね年2回以上参加している。	研究会、講習会等に概ね年2回以上参加している。	研究会、講習会等に概ね年1回参加している。	左記以外
	(4) 表彰受賞その他	イ 表彰関係	① 電気保安関係の表彰受賞者の状況(所(社)内で電気保安関係で表彰を受賞した者がいる場合には評価の対象とする)	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が3件以上ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。)	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が2件ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。)	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が1件ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。)	左記以外
			② 電気保安関係以外の表彰受賞の状況	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が4件以上ある。	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が3件ある。	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が2件ある。	左記以外
		ロ	その他社会の模範として特筆すべき事項	①に加えて、②～④のいずれかを満たしていること。 ① 下記イ～ハに定める電気保安に係る事項の全てに該当している。 イ 自然災害への対応に大きく貢献している。 ロ 事故等への対応に顕著な実績がある。 ※自らの事業場に関する事故への対応については、その程度や周りへの影響を踏まえて判断すること。 ハ「(3) 二電気工事技術及び電気保安等従業員教育の実施状況」がB以上であること。 ② 例示Aが2つ以上。 ③ 例示Aが1つ＋例示Bが2つ以上。 ④ 例示Bが4つ以上。 (例示A) ・奉仕活動に貢献 ・自治体・警察・消防・民間団体等による感謝状 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。 (例示B) ・地域の活動(防犯活動等)に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。	①に加えて、②か③のいずれかを満たしていること。 ① 下記イ～ハに定める電気保安に係る事項のいずれかに該当している。 イ 自然災害への対応に大きく貢献している。 ロ 事故等への対応に顕著な実績がある。 ※自らの事業場に関する事故への対応については、その程度や周りへの影響を踏まえて判断すること。 ハ「(3) 二電気工事技術及び電気保安等従業員教育の実施状況」がB以上であること。 ② 例示Bが2～3つ以上。 ③ 例示Aが1つ以上。 (例示A) ・奉仕活動に貢献 ・自治体・警察・消防・民間団体等による感謝状 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。 (例示B) ・地域の活動(防犯活動等)に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。	左記A及びBに該当せず例示Bが1つ以上。 (例示B) ・地域の活動(防犯活動等)に貢献 ・町内会・学校等による感謝状	特になし (単に、被表彰候補者の電気工事業者の営業所の役員等が団体等、町内会、自治会等の役員・委員を務めたなどの、社会への貢献が具体的にでないものを含む)

3. 個人の部	3-1 主任技術者	(2)電気保安の確保に関する貢献	イ 主任技術者として従事した工場等において、当該従事期間電気関係報告規則第3条に基づき報告すべき事故及び同令第4条に基づき届け出るべき事故(当該主任技術者の責任権限以外のものは除く。)の発生の状況	過去11年以内(異動や退職等により、主任技術者として従事していない期間を除く。)に事故は発生していない。(11年以上前に特に重大な事故がある場合は、B評価とすることができる。)	過去8年以上11年未満(異動や退職等により、主任技術者として従事していない期間を除く。)の間に事故あり。(特に重大な事故の場合は、C評価とすることができる。)	過去5年以上8年未満(異動や退職等により、主任技術者として従事していない期間を除く。)の間に事故あり。(特に重大な事故の場合は、D評価とすることができる。)	過去5年未満(異動や退職等により、主任技術者として従事していない期間を除く。)に事故あり。
			ロ 主任技術者以外として電気保安関係の職務に従事した工場等において、当該従事期間電気関係報告規則第3条に基づき報告すべき事故及び同令第4条に基づき届け出るべき事故(自己の責任権限以外のものは除く。)の発生の状況(当項目に該当する期限がない場合は(2)イの期間をもって読み替える。)	過去11年以内(異動や退職等により、電気保安関係の職務に従事していない期間を除く。)に事故は発生していない。(11年以上前に特に重大な事故がある場合は、B評価とすることができる。)	過去8年以上11年未満(異動や退職等により、電気保安関係の職務に従事していない期間を除く。)の間に事故あり。(特に重大な事故の場合は、C評価とすることができる。)	過去5年以上8年未満(異動や退職等により、電気保安関係の職務に従事していない期間を除く。)の間に事故あり。(特に重大な事故の場合は、D評価とすることができる。)	過去5年未満(異動や退職等により、電気保安関係の職務に従事していない期間を除く。)に事故あり。
		ハ 電気保安の確保に関する改善、研究、考案、発明等の状況	電気保安に関する改善実績が実用化され、自社だけでなく自社以外でも広く使用されている。	電気保安に関する改善実績が実用化され、自社内で使用されている。	電気保安に関する改善実績がある。	左記以外	
	(3)保安教育に関する貢献	イ 電気保安等の従業員教育の講師等としての実績の状況	概ね年2回以上講師等としての実績がある。(自社従業員教育向けの教育、団体等が実施する複数社向けの講習の講師等を含む。)	概ね年1回以上講師等としての実績がある。(自社従業員教育向けの教育、団体等が実施する複数社向けの講習の講師等を含む。)	講師等としての実績がある。(自社従業員教育向けの教育、団体等が実施する複数社向けの講習の講師等を含む。)	左記以外	
		ロ 所(社)内における電気保安関係の委員会、研究会等の委員としての実績の状況	概ね年2回以上委員としての実績がある。	概ね年1回以上委員としての実績がある。	委員としての実績がある。	左記以外	
		ハ その他電気保安に関する技術又は知識の向上に、特筆すべき功績の状況	イ、ロ以外に従業員教育(部下を計画的に外部講習会等に派遣する等)及び従業員教育充実のための活動(事故事例の分析、安全冊子の作成、団体等における人材育成の取組等)を実施している。	イ、ロ以外に従業員教育(自社従業員教育向けの教育、団体等が実施する複数社向けの教育等を含む。)又は従業員教育充実のための活動を実施している。	従業員教育(自社従業員教育向けの教育、団体等が実施する複数社向けの教育等を含む。)に関し努力が見られる。(資格取得や外部講習会等への参加を奨励する等。)	左記以外	
	(4)表彰受賞その他	イ 表彰関係	①電気保安関係の表彰受賞の状況	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が3件以上ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。)を除く。)	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が2件ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。)を除く。)	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が1件ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。)を除く。)	左記以外
			②電気保安関係以外の表彰受賞の状況	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が4件以上ある。	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が3件ある。	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が2件ある。	左記以外
		ロ その他社会の模範として特筆すべき事項	①に加えて、②～④のいずれかを満たしていること。 ①下記イ～ハに定める電気保安に係る事項の全てに該当している。 イ 自然災害への対応に大きく貢献している。 ロ 事故等への対応に顕著な実績がある。 ※自らの事業場に関する事故への対応については、その程度や周りへの影響を踏まえて判断すること。 ハ「(3)イ電気保安等の従業員教育の講師等としての実績の状況」がB以上であること。 ②例示Aが2つ以上。 ③例示Aが1つ＋例示Bが2つ以上。 ④例示Bが4つ以上。 (例示A) ・自治体・警察・消防・民間団体等による感謝状 ・奉仕活動に貢献 ・団体等の長として社会に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。 (例示B) ・地域の防犯活動に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ・団体の要職として社会・地域に貢献 ・町内会等の委員として地域に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。	①に加えて、②か③のいずれかを満たしていること。 ①下記イ～ハに定める電気保安に係る事項のいずれかに該当している。 イ 自然災害への対応に大きく貢献している。 ロ 事故等への対応に顕著な実績がある。 ※自らの事業場に関する事故への対応については、その程度や周りへの影響を踏まえて判断すること。 ハ「(3)イ電気保安等の従業員教育の講師等としての実績の状況」がB以上であること。 ②例示Bが2～3つ以上。 ③例示Aが1つ以上。 (例示A) ・自治体・警察・消防・民間団体等による感謝状 ・奉仕活動に貢献 ・団体等の長として社会に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。 (例示B) ・地域の防犯活動に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ・団体の要職として社会・地域に貢献 ・町内会等の委員として地域に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。	左記A及びBに該当せず例示Bが1つ以上。 (例示B) ・地域の防犯活動に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ・団体の要職として社会・地域に貢献 ・町内会等の委員として地域に貢献	特になし (単に団体等、町内会、自治会等の役員・委員を務めたなどの、社会への貢献が具体的でないものを含む)	

3-2 電気工事士	(2)電気保安の確保に関する貢献	イ 電気工事士として施工した電気工事による危険及び障害の発生の状況	過去11年以内(異動や退職等により、電気工事士として従事していない期間を除く。)に事故は発生していない。(11年以上前に特に重大な事故がある場合は、B評価とする。)	過去8年以上11年未満(異動や退職等により、電気工事士として従事していない期間を除く。)の間に事故あり。(特に重大な事故の場合は、C評価とする。)	過去5年以上8年未満(異動や退職等により、電気工事士として従事していない期間を除く。)の間に事故あり。(特に重大な事故の場合は、D評価とすることができる。)	過去5年未満(異動や退職等により、電気工事士として従事していない期間を除く。)の間に事故あり。
		ロ 主任電気工事士として施工を管理、監督した電気工事による危険及び障害の発生の状況(当項目の主任電気工事士の経験がなく該当しない場合は(2)イの状況をもって読み替える。)	過去11年以内(異動や退職等により、主任電気工事士として従事していない期間を除く。)に事故は発生していない。(11年以上前に特に重大な事故がある場合は、B評価とする。)	過去8年以上11年未満(異動や退職等により、主任電気工事士として従事していない期間を除く。)の間に事故あり。(特に重大な事故の場合は、C評価とする。)	過去5年以上8年未満(異動や退職等により、主任電気工事士として従事していない期間を除く。)の間に事故あり。(特に重大な事故の場合は、D評価とすることができる。)	過去5年未満(異動や退職等により、主任電気工事士として従事していない期間を除く。)の間に事故あり。
		ハ 電気工事(電気保安関係)に関する改善、研究、考案、発明等の状況	電気工事に関する改善実績が実用化され、自社内だけでなく自社以外でも広く使用されている。	電気工事に関する改善実績が実用化され、自社内で使用されている。	電気工事に関する改善実績がある。	左記以外
(3)保安教育に関する貢献	イ 電気保安等の従業員教育の講師等としての実績の状況	概ね年2回以上講師等としての実績がある。(自社従業員教育向けの教育、団体等が実施する複数社向けの講習の講師等を含む。)	概ね年1回以上講師等としての実績がある。(自社従業員教育向けの教育、団体等が実施する複数社向けの講習の講師等を含む。)	講師等としての実績がある。(自社従業員教育向けの教育、団体等が実施する複数社向けの講習の講師等を含む。)	左記以外	
	ロ 所(社)内における電気保安関係の委員会、研究会等の委員としての実績の状況	概ね年2回以上委員としての実績がある。	概ね年1回以上委員としての実績がある。	委員としての実績がある。	左記以外	
	ハ その他電気保安に関する技術又は知識の向上に、特筆すべき功績の状況	イ、ロ以外に従業員教育(部下を計画的に外部講習会等に派遣する等)及び従業員教育充実のための活動(事故事例の分析、安全冊子の作成、団体等における人材育成の取組等)を実施している。	イ、ロ以外に従業員教育(自社従業員教育向けの教育、団体等が実施する複数社向けの教育等を含む。))又は従業員教育充実のための活動を実施している。	従業員教育(自社従業員教育向けの教育、団体等が実施する複数社向けの教育等を含む。))に関し努力が見られる。(資格取得や外部講習会等への参加を奨励する等。)	左記以外	
(4)表彰受賞その他	イ 表彰関係	①電気保安関係の表彰受賞の状況	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が3件以上ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。)	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が2件ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。)	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が1件ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。)	左記以外
		②電気保安関係以外の表彰受賞の状況	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が4件以上ある。	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が3件ある。	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が2件ある。	左記以外
	ロ その他社会の模範として特筆すべき事項	①に加えて、②～④のいずれかを満たしていること。 ①下記イ～ハに定める電気保安に係る事項の全てに該当している。 イ 自然災害への対応に大きく貢献している。 ロ 事故等への対応に顕著な実績がある。 ※自らの事業場に関する事故への対応については、その程度や周りへの影響を踏まえて判断すること。 ハ「(3)イ 電気保安等の従業員教育の講師等としての実績の状況」がB以上であること。 ②例示Aが2つ以上。 ③例示Aが1つ+例示Bが2つ以上。 ④例示Bが4つ以上。 (例示A) ・自治体・警察・消防・民間団体等による感謝状 ・奉仕活動に貢献 ・団体等の長として社会に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。 (例示B) ・地域の防犯活動に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ・団体の要職として社会・地域に貢献 ・町内会等の委員として地域に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。	①に加えて、②か③のいずれかを満たしていること。 ①下記イ～ハに定める電気保安に係る事項のいずれかに該当している。 イ 自然災害への対応に大きく貢献している。 ロ 事故等への対応に顕著な実績がある。 ※自らの事業場に関する事故への対応については、その程度や周りへの影響を踏まえて判断すること。 ハ「(3)イ 電気保安等の従業員教育の講師等としての実績の状況」がB以上であること。 ②例示Bが2～3つ以上。 ③例示Aが1つ以上。 (例示A) ・自治体・警察・消防・民間団体等による感謝状 ・奉仕活動に貢献 ・団体等の長として社会に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。 (例示B) ・地域の防犯活動に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ・団体の要職として社会・地域に貢献 ・町内会等の委員として地域に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。	左記A及びBに該当せず例示Bが1つ以上。 (例示B) ・地域の防犯活動に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ・団体の要職として社会・地域に貢献 ・町内会等の委員として地域に貢献	特になし (単に団体等、町内会、自治会等の役員・委員を務めたなどの、社会への貢献が具体的でないものを含む)	

3-3 電気保安関係永年勤続者	(2) 電気保安の確保に関する貢献	イ 電気保安関係の職務に従事した工場等において、当該従事期間電気関係報告規則第3条に基づき報告すべき事故及び同令第4条に基づき届け出るべき事故(自己の責任権限以外のものは除く。)の発生の状況	過去11年以内(異動や退職等により、電気保安関係の職務に従事していない期間を除く。)に事故は発生していない。(11年以上前に特に重大な事故がある場合は、B評価とする。)	過去8年以上11年未満(異動や退職等により、電気保安関係の職務に従事していない期間を除く。)の間に事故あり。(特に重大な事故の場合は、C評価とする。)	過去5年以上8年未満(異動や退職等により、電気保安関係の職務に従事していない期間を除く。)の間に事故あり。(特に重大な事故の場合は、D評価とする。)	過去5年未満(異動や退職等により、電気保安関係の職務に従事していない期間を除く。)の間に事故あり。
		ロ 電気保安に関する改善、研究、考案、発明等の状況	電気保安に関する改善実績が実用化され、自社内だけでなく自社以外でも広く使用されている。	電気保安に関する改善実績が実用化され、自社内で使用されている。	電気保安に関する改善実績がある。	左記以外
		ハ 電気保安等の従業員教育の講師等としての実績の状況	概ね年2回以上講師等としての実績がある。	概ね年1回以上講師等としての実績がある。	講師等としての実績がある。	左記以外
		ニ 官公庁又は団体等の電気保安関係の委員会の委員としての実績の状況	概ね年2回以上委員としての実績がある。	概ね年1回以上委員としての実績がある。	委員としての実績がある。	左記以外
		ホ その他電気保安に関する技術又は知識の向上に、特筆すべき功績の状況	以下のいずれかに該当し、その功績が特筆すべきものである。 ・団体等において、技術・知識の向上に資する体制を整備。(委員会の設置等) ・団体等において、技術・知識の向上に資する活動(構成員を外部研修会等に派遣等)を実施。 ・論文を執筆。	A評価の各事項のいずれかに該当する。	技術・知識の向上に資する活動を実施している。(業界紙に記事を執筆、など)	左記以外
	(3) 表彰受賞その他	イ 表彰関係	① 電気保安関係の表彰受賞の状況 国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が3件以上ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。 ② 電気保安関係以外の表彰受賞の状況 国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が4件以上ある。	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が2件ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。 国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が3件ある。	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が1件ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。 国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が2件ある。	左記以外 左記以外
ロ その他社会の模範として特筆すべき事項	①に加えて、②～④のいずれかを満たしていること。 ① 下記イ～ハに定める電気保安に係る事項の全てに該当している。 イ 自然災害への対応に大きく貢献している。 ロ 事故等への対応に顕著な実績がある。 ※自らの事業場に関する事故への対応については、その程度や周りへの影響を踏まえて判断すること。 ハ「(2)ハ 電気保安等の従業員教育の講師等としての実績の状況」がB以上であること。 ② 例示Aが2つ以上。 ③ 例示Aが1つ＋例示Bが2つ以上。 ④ 例示Bが4つ以上。 (例示A) ・自治体・警察・消防・民間団体等による感謝状 ・奉仕活動に貢献 ・団体等の長として社会に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。 (例示B) ・地域の防犯活動に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ・団体の要職として社会・地域に貢献 ・町内会等の委員として地域に貢献	①に加えて、②か③のいずれかを満たしていること。 ① 下記イ～ハに定める電気保安に係る事項のいずれかに該当している。 イ 自然災害への対応に大きく貢献している。 ロ 事故等への対応に顕著な実績がある。 ※自らの事業場に関する事故への対応については、その程度や周りへの影響を踏まえて判断すること。 ハ「(2)ハ 電気保安等の従業員教育の講師等としての実績の状況」がB以上であること。 ② 例示Bが2～3つ以上。 ③ 例示Aが1つ以上。 (例示A) ・自治体・警察・消防・民間団体等による感謝状 ・奉仕活動に貢献 ・団体等の長として社会に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。 (例示B) ・地域の防犯活動に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ・団体の要職として社会・地域に貢献 ・町内会等の委員として地域に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。	左記A及びBに該当せず例示Bが1つ以上。 (例示B) ・地域の防犯活動に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ・団体の要職として社会・地域に貢献 ・町内会等の委員として地域に貢献	特になし (単に団体等、町内会、自治会等の役員・委員を務めたなどの、社会への貢献が具体的でないものを含む)		

4. 団体の部	4-1 保安研究・教育団体	(1)電気保安関係法令の遵守状況	イ 電気保安関係法令に十全を期していること	電気関係法令が整備されており、会員等に対して積極的に指導・助言を行っている。	電気関係法令が整備されており、会員等に対し積極的に指導・助言を行っている。	電気関係法令が整備されており、会員等に対し指導・助言を行っている。	左記以外
		(3)保安教育の実施状況	イ 電気保安等の(会員等)教育の実施状況	会員等を対象に概ね年4回以上講習会等を実施し、内容も充実している。	会員等を対象に概ね年2回以上講習会等を実施している。	会員等を対象に講習会等を実施している。	左記以外
			ロ 団体内における電気保安関係の委員会、研究会等の設置及び活動状況	委員会、研究会等を概ね年4回以上開催し、その成果を得ている。	委員会、研究会等を概ね年2回以上開催している。	委員会、研究会等を開催している。	左記以外
			ハ 団体外における保安関係の研究会、講習会等への参加状況	研究会、講習会等に概ね年4回以上参加し、その成果を得ている。	研究会、講習会等に概ね年2回以上参加し、その成果を得ている。	研究会、講習会等に参加し、その成果を得ている。	左記以外
	(4)電気保安の確保に関する貢献 保安技術の向上、又は安全思想の普及に顕著に貢献が認められること		保安技術の向上又は安全思想の普及に積極的に取り組み、顕著な貢献が認められる。	保安技術の向上又は安全思想の普及に取り組み、貢献が認められる。	保安技術の向上又は安全思想の普及に取り組んでいる。	左記以外	
(5)表彰受賞その他	イ 表彰関係	①電気保安関係の表彰受賞の状況(団体内で電気保安関係で表彰を受賞した者がいる場合は、評価の対象とする。)	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が3件以上ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。)	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が2件ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。)	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が1件ある。(電気保安功労者監督部長表彰(当該表彰の前身となる表彰を含む。))を除く。)	左記以外	
		②電気保安関係以外の表彰受賞の状況	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が4件以上ある。	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が3件ある。	国、地方公共団体、民間団体等からの表彰実績が2件ある。	左記以外	
		ロ その他社会の模範として特筆すべき事項	①に加えて、②～④のいずれかを満たしていること。 ①下記イ～ハに定める電気保安に係る事項の全てに該当している。 イ自然災害への対応に大きく貢献している。 ロ事故等への対応に顕著な実績がある。 ※自らの事業場に関する事故への対応については、その程度や周りへの影響を踏まえて判断すること。 ハ「(3)イ 電気保安等の(会員等)教育の実施状況」がB以上であること。 ②例示Aが2つ以上。 ③例示Aが1つ＋例示Bが2つ以上。 ④例示Bが4つ以上。 (例示A) ・自治体・警察・消防・民間団体等による感謝状 ・奉仕活動に貢献 ・その他社会に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。 (例示B) ・地域の防犯活動に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ・団体の要職として社会・地域に貢献 ・町内会等の委員として地域に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。	①に加えて、②か③のいずれかを満たしていること。 ①下記イ～ハに定める電気保安に係る事項のいずれかに該当している。 イ自然災害への対応に大きく貢献している。 ロ事故等への対応に顕著な実績がある。 ※自らの事業場に関する事故への対応については、その程度や周りへの影響を踏まえて判断すること。 ハ「(3)イ 電気保安等の(会員等)教育の実施状況」がB以上であること。 ②例示Bが2～3つ以上。 ③例示Aが1つ以上。 (例示A) ・自治体・警察・消防・民間団体等による感謝状 ・奉仕活動に貢献 ・その他社会に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。 (例示B) ・地域の防犯活動に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ・団体の要職として社会・地域に貢献 ・町内会等の委員として地域に貢献 ※貢献度が顕著なものは2つとカウントする。	左記A及びBに該当せず例示Bが1つ以上。 (例示B) ・地域の防犯活動に貢献 ・町内会・学校等による感謝状 ・団体の要職として社会・地域に貢献 ・町内会等の委員として地域に貢献	特になし (単に団体等、町内会、自治会等の役員・委員を務めたなどの、社会への貢献が具体的でないものを含む)	

欠格事項		例
法令違反	電気保安関係法令(電気事業法、電気工事士法、電気工事業法等)への違反(軽微な届出・報告漏れ等の違反は除く。)について、現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に当該法令違反により命令、取消し、罰則等の処分を受けた者若しくはそれに類するものは欠格とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規程を定めていない。 ・主任技術者を選任していない。 ・電気工事業の登録をしていない。 等
	電気保安関係法令以外の法令について、現に法令違反の状態にあるもの又は過去3年以内に当該法令違反により命令、取消し、罰則の処分を受けたもの若しくはそれに類するものは欠格とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・電気用品安全法の表示義務に違反。 ・所得隠し等による重加算税を含む追徴課税(いわゆる脱税) 等
	刑法で会社又は個人が被告となっている場合又は法令に違反し懲役、禁固又は罰金刑の執行終了後、3年以上を経過していない者でないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・所得隠し等による重加算税を含む追徴課税(いわゆる脱税) ・贈賄罪 ・業務上過失致死罪 等
安全に関する問題	過去3年以内に、法令違反ではないが、特に重大な事故等の安全に関する問題を起こしたものは、その社会に与える影響を考慮し、欠格とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の範囲が被表彰候補者(法人、事業所等)の範囲内でおさまらないなど、社会的影響が大きい事故。(火災、爆発、汚染等)